

岐阜県公報

第 五 百 二 十 四 号
令 和 六 年 九 月 十 日
(火曜日)

目 次

告 示

○道路の区域変更
○道路の供用開始
(道路維持課) 三六五
(同) 三六五

公 示

○岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更許可
○土地改良事業計画の変更認可
○県営土地改良事業計画の決定
(市町村課) 三六六
(農地整備課) 三六六
(同) 三六七

告 示

岐阜県告示第三百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年九月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	
海安 津八 線		路線名	
同市同町同字元郭 内四四三四番八地先まで		区 間	
後	前	区域の変更前後別	
ハ・九 二五・〇	ハ・九 二〇・三	敷地の幅員 ル(メイト)	
六六・六	六六・六	延長 ル(メイト)	
		備考	

岐阜県告示第三百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年九月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和六年九月十日

令和六年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の考 定又は決 定の年月 日又は 告示の 日)
県道	河合線 多治見線	土岐市泉町久尻字新土岐津東 町一四番一地先から 同 市同町同 字同 一四番二九地先まで	六〇・〇	令和 六・九・一〇	平成 二七・一・九

公 示

○岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更許可

岐阜県後期高齢者医療広域連合長から申請のあった岐阜県後期高齢者医療広域連合の
処理する事務及び規約の変更については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
第二百九十一条の三第一項の規定により令和六年八月二十二日付けで許可したので、同
条第五項の規定によりその旨を公表する。

令和六年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

○土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同
法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第
四十八条第十一項の規定により公示する。

令和六年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施 行 者 名	施行に係る地区名	認 可 年 月 日
真桑井水土地改良区	真桑井水地区	令和六・八・一二

○土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同
法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第
四十八条第十一項の規定により公示する。

令和六年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施 行 者 名	施行に係る地区名	認 可 年 月 日
真桑方井水土地改良区	真桑方井水地区	令和六・八・一二

○土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同
法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第
四十八条第十一項の規定により公示する。

令和六年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施 行 者 名	施行に係る地区名	認 可 年 月 日
政田井水土地改良区	政田井水地区	令和六・八・一二

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の
県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の
写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
大和地区	郡上市役所	令和六・一〇九・一〇から 同六・一〇九・一〇まで

令和六年九月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社